

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社歴の浅い企業ではありますが、逆に企業の社会的責任等が提唱され始めた21世紀の創業である意義を、社会的責任の全うやステークホルダーと共存できる経営体制の構築・改革に不断的な努力を続け、社会的責任を果たす新しい企業像のリーダーたらんと位置づけ、本来の存在意義である強靱な事業の確立と共に、これらを大切な使命であると認識しています。

具体的には、収益基盤の確立、財務体質の強化を図る一方、法令遵守精神の浸透・定着、リスク管理の徹底、ディスクロージャーの徹底などを重要な経営課題として認識し、そうした課題の解決に必要な経営組織や社内体制の整備充実を図っております。

また、顧客、株主、取引先、社員、社会というすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させていく上で重要と考えており、そのためには経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みが極めて重要であると考えております。そのため、当社は、社員全員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「企業行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則(5項目)を実施しております。
当社のコーポレートガバナンス・コードの取り組み状況については、コーポレートサイトに掲載しております。

http://www.modulat.com/a_company/corporategovernance.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松村 明	453,300	30.84
Oakキャピタル株式会社	96,800	6.59
楽天証券株式会社	67,000	4.56
佐伯 達之	60,000	4.08
根本 昌明	44,600	3.03
飯塚 麻実	40,000	2.72
齊藤 充弘	36,200	2.46
菅原 敏彦	30,000	2.19
木原 和彦	30,000	2.19
高松 忠行	30,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

特筆すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	5月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておりませんので、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山田幸平	他の会社の出身者													
日比野大	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田幸平	○	当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他特別の利害関係を有していません。 独立役員として指定しております。	過去に会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 独立性・中立性の観点から、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
日比野大		当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他特別の利害関係を有していません。	上場会社での経営に関与された経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査担当1名を配置しております。内部監査担当は、業務活動全般に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、取締役会に報告しております。取締役会は、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。また、監査役との連携により計画的に内部監査を実施しております。なお、内部監査担当は、常勤監査役と毎月一回ミーティングを行っております。監査役より監査役監査の実施状況の説明等、内部監査担当より内部監査の実施状況等が話し合わせ、その他協議・意見交換等を行っております。

当社の監査役会は、3名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。各監査役は、事前に日程を通知することにより、取締役会に基本的に毎回出席し、意見具申を行っております。重要な社内稟議の閲覧等を通じ、経営の妥当性・効率性及び公正性等に関する意見・提言を行っております。

なお、監査役のうち、1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。

これらの監査と内部統制関連の担当者は、常に連携を取りあい、情報の共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森 伸元	他の会社の出身者													
星野 智之	公認会計士													
植木 悠介	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 伸元	○	社外監査役の要件を満たしており、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他特別の利害関係を有していません。独立役員として指定しております。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務に精通していることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。独立性・中立性の観点から、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
星野 智之		社外監査役の要件を満たしており、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他特別の利害関係を有していません。	複数のコンサルティング事業を展開されてきた経験を当社に活かしていただくことが期待され、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

植木 悠介	社外監査役の要件を満たしており、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他特別の利害関係を有していません。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、社外監査役として当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

公正価値による有償ストックオプションを発行しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	従業員、その他
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、個別報酬は開示しておりません。平成27年3月期における当社取締役に対する役員報酬の総額は、42,350千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、専任のスタッフはおりませんが、総務部門の社員が補佐を行っております。議事録の作成、会議の準備等を補佐し、社内の重要な稟議等は全て閲覧可能となっております。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役及び監査役会の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

- ・取締役会は3名で構成しております。取締役会は毎月1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行っております。取締役3名のうち2名が社外取締役であり、男性3名の構成(役員のうち女性の比率0.0%)です。
- ・監査役制度を採用しており、監査役会は3名で構成しております。監査役会は毎月1回定期的に開催しております。取締役会への出席をはじめとして、重要な社内稟議書の閲覧等を通じ、経営の妥当性・効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査を行うこととしております。監査役3名のうち3名が社外監査役であり、高い独立性を保持しております。
- ・当社は取締役・監査役の登用について、多様性を確保するため及び公正性を担保するために、当社以外でのキャリアを持つ人材及び女性の登用を重視しています。
- ・執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な意思決定を行う体制を構築しております。
- ・業務執行はスキームを組織単位としております。スキームを統括・管理する長である執行役員は、業務執行の状況や業務運営上の様々な事項について検討・協議しております。
- ・内部監査担当1名を配置しており、監査役との連携により計画的な内部監査を実施することで内部統制を行っております。

以上の体制により、コーポレート・ガバナンスの充実強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会において合議することにより、牽制機能を働かせております。また、社外取締役を2名選任しており、社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために独立した立場で経営に参画しております。これにより経営の適法性、健全性、効率性の確保を目指しております。

取締役と執行役員は緊密に経営情報を共有し、迅速な業務執行を実施しております。

3名中3名が社外監査役である監査役会は、監査役監査を実施することにより、独立した立場から経営の監視を行っております。

社外取締役と社外監査役は、各自の経験や見識に基づいた意見を積極的に取締役会で発言するだけでなく、各自が監督機能を持つことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、監査役・内部監査担当が密接に連携をとり、情報の共有を図っております。

以上の体制を採用することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、コンプライアンスを重視した経営の適法性、健全性、効率性を実現できるよう目指してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他の5月決算期の会社が株主総会を開催する集中日を避けて開催するよう、今後も配慮していく所存です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「IRポリシー」ページを作成し、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回以上開催し、必要に応じて追加開催することとしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回開催し、必要に応じて追加開催することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR」ページを設けております。決算情報や適時開示資料、決算短信、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署はファイナンス&アカウンティング サービスとなります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。ステークホルダーの立場の尊重や情報開示に係る方針等を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。ステークホルダーの立場の尊重や情報開示に係る方針等を規定しております。
その他	当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や制度の充実を進めています。職場のワーク・ライフ・バランス推進や在宅勤務制度の整備によって、女性のキャリア形成支援をサポートする取組みを推進しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実強化のため、株主総会、取締役会、監査役会の機能強化を図るとともに、監査法人との連携を強めタイムリーディスクロージャーにも取り組んでまいり所存です。

・内部統制システムの整備状況

当社は、会社法における大会社には該当しませんが、内部統制システム構築に関しては重要事項であると認識しており、取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限および業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程を制定し、リスクの早期発見と未然防止を図っております。

代表取締役はじめ取締役及び各マネージャーが法令遵守や個人情報保護について確認し、各スキームマネージャーから各スキームで意識向上を図っております。

また、社員に対しても、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制などのコンプライアンス教育を随時行い、周知徹底を図っております。

事故・災害等の緊急事態においては、リスク管理規程に従い、代表取締役をリスク統括責任者として緊急事態対応体制をとり、情報はリスク統括責任者に集約することとして、すみやかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に処理するとともに、被害を最小限にするための体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令および企業倫理の遵守を経営上の重要課題と位置づけております。企業行動規範を策定し、反社会的勢力との関係は一切持たないことを宣言しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 対応部署及び不当要求防止責任者の設置

反社会的勢力との対応を担当する反社会的勢力対応チーム(以下、対応チーム)を設置しております。

対応チームのリーダーは、不当要求防止責任者講習を受講することを必須としております。

2. 情報の一元管理・蓄積

対応チームは、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積します。また、情報を集約したDBを構築することを計画しております。

3. 研修活動の実施

対応チームのメンバーは各種研修を受講すると共に、全役職員への啓蒙・教育活動を実施しております。

4. マニュアル等の整備

「反社会的勢力対応マニュアル」「対応フロー」を作成しており、継続的に全役職員へ徹底しております。

5. 外部専門機関との連携

当社は、加入している外部団体はありませんが、弁護士や(財)暴力団追放運動推進都民センター等から、適宜情報収集を行い必要な連携が行える体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<今後の検討課題等>

1. 会計監査／業務監査の強化による社会的公正さの更なる追求

会計監査

- ・会計監査が受けやすい業務体系や業務システムの構築
- ・独立会計監査人の担当期間を一般的な基準よりも短縮
- ・表記/非表記の選択が出来る情報があつた場合の全部開示
- ・社会的に求められるであろう企業会計の方向性の研究と理解

業務監査

- ・独立した社内監査部門の早期設置
- ・人による監査と併用してシステムを利用した監査の実施
- ・万が一、法令や社内ルールに反した行為があつた場合の告発推奨活動

2. 企業の社会的責任(CSR)へのコミット

- ・CSRについてベンチャー企業も取り組むべきという啓蒙稼働
 - ・社会的に公正な取引を維持する為の案件状況の管理強化
 - ・IRにおける任意開示情報の強化と継続
 - ・IT 業界の企業として知的財産の保護活動への協力
- 当社では社員に「当社の利益と長期的信頼」の為に働いてもらう事を約束してもらっておりますが、この「利益」の部分が利潤の追求や納税といった既定の企業責任であり、「長期的信頼」の部分が、CSRIに代表される社会的公正さや環境への取り組みとその説明責任と考えております。

3. 社員の多様化する価値観への対応

- ・今後日本社会が直面していく多様性の理解促進
- ・新しい労働関連諸法、諸規則の理解と徹底

<適時開示体制の概要>

適時開示方針

当社は、株主・投資家をはじめとする皆様に、当社の経営方針、事業戦略、業績結果や財務状況等の企業情報を、「正確に」「わかりやすく」、かつ「適時」「公平」にお伝えすることを基本方針としております。一部の特定の方に対して、特定の情報をお伝えすることはいたしません。当社ウェブサイト「IRポリシー」ページを作成し、公表するとともに、社内研修等において周知を図っております。

適時開示体制と開示方法

(1) 組織・体制

1. IR担当責任者

当該責任者は、財務部門の責任者であり、企業会計に関する知識を有しております。また、IR全般の管理監督体制を強化・充実させる責務を担っております。なお、継続的に外部セミナー等に参加することによってスキルアップを図ることを義務付けており、これまでの経験による企業会計に関する知識も生かしつつ、更なる知識・意識の向上に努めます。

2. IR部門

当該部門においては、上席マネージャーとして、上記「IR担当責任者」を充てることにより業務を行っております。IR担当責任者は、前述のとおり財務部門の責任者であり、企業会計に関する知識を有していることから、的確なチェックを行う体制を整えております。この体制を継続することによって、開示の正確性を高めるとともに、株主・投資家様へのより開かれた対応等に取組んでまいります。

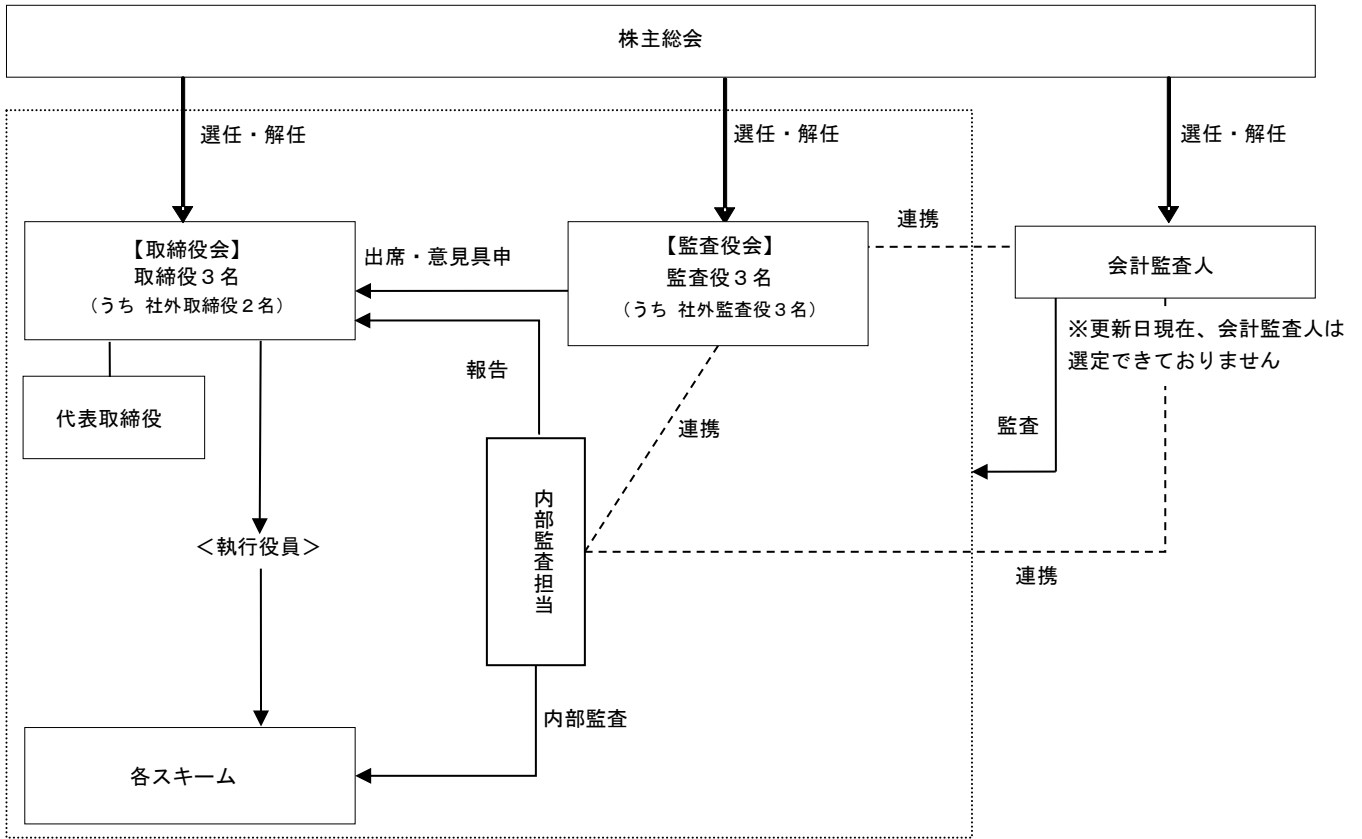
3. 監査役会

「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおり、当社は監査役会を設置しております。取締役会に諮る必要がある重要な開示事項については、監査役会にも必ず同報されますので、監査役会によるチェックも受けることとなり、より正確な開示を行う体制を整えております。また、発生事実に関する開示の場合、時間的な制約がある場合も想定されますが、極力、監査役会のチェックを受けることとし、少なくとも常勤監査役に報告を行うこととしております。

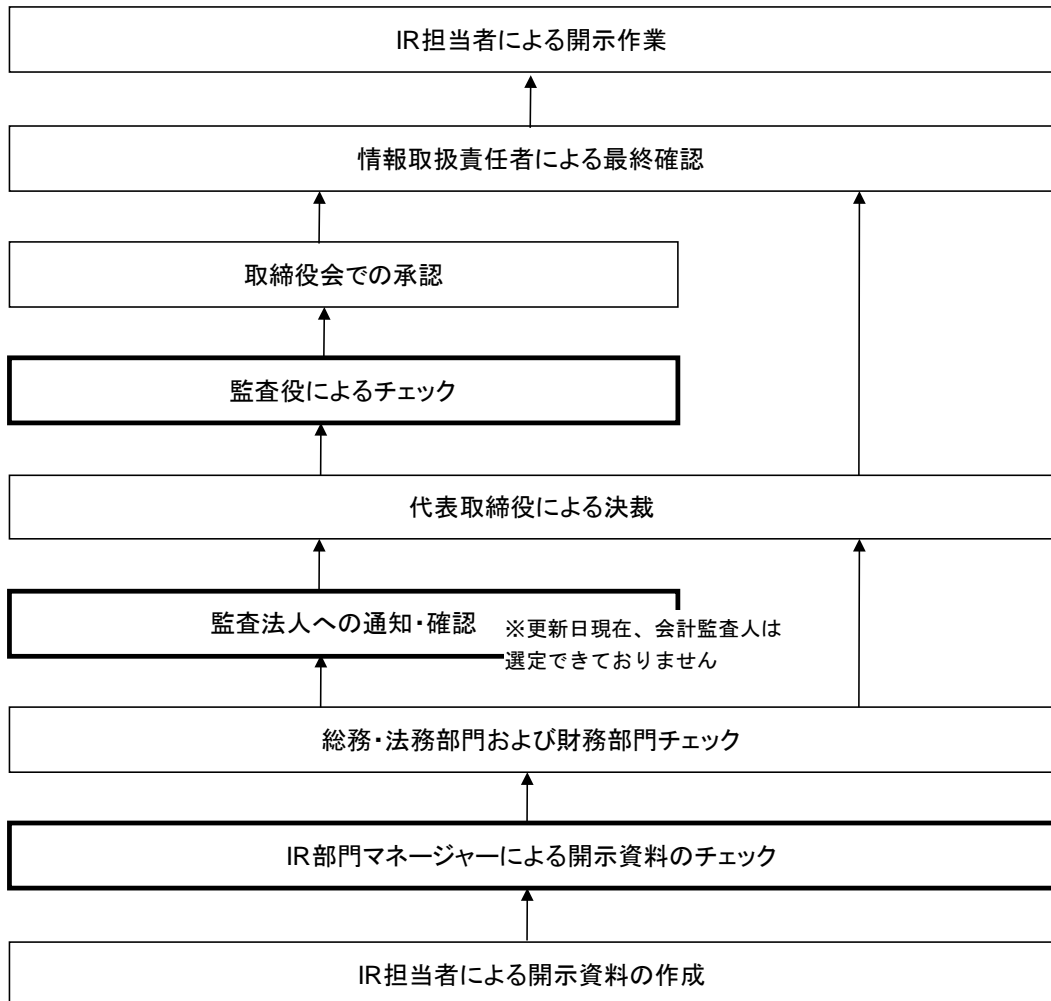
(2) 適時開示手続の整備

適時開示のフロー等については、添付資料の模式図をご参照ください。

○コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



○適時開示体制の概要（模式図）



*重要性が高いものについては、監査法人への通知・確認、および監査役によるチェック、取締役会での承認を要する。